

徳島県科学技術大賞 推薦基準

1. 目的

この表彰は、徳島県内で科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた者を顕彰し、科学技術に携わる者全体の意欲の向上を促進することによって、本県の科学技術の発展及び振興を図ることを目的とする。

2. 表彰対象

科学技術の分野において、以下の各部門に該当する者より若干名を表彰対象とする。

①若手研究者部門

高度な研究開発能力を有する若手研究者
(表彰年度の4月1日現在で40歳未満の者)

※「高度な研究開発能力を有する」とは

- ・科学技術の各分野において、新たな研究手法、独創的な視点に立った研究手法等によりその研究能力あるいは開発能力の優秀性を示す顕著な業績をあげた者
- ・学会表彰等により、研究の独創性等が客観的に評価されている者
- ・高い評価を得ている学会誌・雑誌等に論文が掲載され、その優秀性が客観的に評価されている者

②創意工夫部門

優れた創意工夫により職域における技術の改善向上に貢献した者

※1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫(発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む)によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した表彰等の受賞歴を有するなど実績顕著なものとする。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはならない。

※2 年齢制限については設けない。ただし、原則として表彰年度の4月1日現在で同一会社に継続して5年以上勤務していることを要する。

③こども科学者部門

豊かな着想による優れた科学研究に取り組んだ児童・生徒(小中高生対象)

※「豊かな着想による優れた科学研究に取り組んだ」とは

- ・科学技術に関する研究発表会や科学の知識等を競う各種大会等において、優秀な成績をあげた者及び団体

④科学技術理解増進部門

科学技術の裾野を広げる取組みを実践している者及び団体

※1 「科学技術の裾野を広げる取組みを実践している」とは

- ・科学技術に対する理解の増進もしくは普及啓発等を目的とする団体または施設等の活動を通じて、広く科学技術に対する県民の関心を高めた活動等
- ・科学技術に対する理解の増進もしくは普及啓発等を目的とする団体または施設等の設立に尽力し、あるいは活動基盤の強化に貢献した等の活動等
- ・上記の団体や施設等の活動としてではないが、科学技術に対する理解を増進するための環境の醸成に貢献した活動等
- ・上記の団体や施設等の活動としてではないが、文筆、出版、映像、講演、科学教育活動等の活動を通じて、広く県民に対する科学技術の普及啓発、理解増進に貢献した活動等
- ・講演や科学教育活動等を通じて、地域に特化した形での科学技術の普及啓発、理解増進活動を行うことによって、科学技術の振興に貢献した活動等

※2 上記のいずれかの活動等については、原則として3年以上にわたり現在ま

で本県で継続して活動を行った実績があること。

⑤科学技術振興部門

その他、科学技術の発展・振興に関し、顕著な功績を挙げた者及び団体

※1 「その他、科学技術の発展・振興に関し、顕著な功績を挙げた」とは

- ・ 高度な研究開発能力を有する研究者（表彰年度の4月1日現在で40歳未満の者を除く）や最新の技術をもとに新たな取組みを全国に先駆けて行い、本県の科学技術の発展・振興に貢献した活動等

※2 上記の「高度な研究開発能力を有する研究者」については、原則として5年以上にわたり現在まで本県で継続して活動を行った実績があること。

3. 候補者の推薦

徳島県から推薦依頼のあった各機関は、該当する者及び団体がある場合は、必要書類を添えて、徳島県に推薦を行うこととする。

ただし、表彰対象の各部門ごとに、同一所属の候補者は原則1名までとする。

○推薦機関

- (ア) 知事部局
- (イ) 教育委員会
- (ウ) 市町村
- (エ) 高等教育機関

○必要書類

- (1) 候補者推薦書
- (2) 新聞・雑誌など、研究・活動状況等のわかるものの写し

4. 審査

- (1) 徳島県科学技術大賞審査会において審査・選定を行う。
- (2) 推薦時の部門にかかわらず、審査・選定の結果、県において部門を変更することがある。
- (3) 審査・選定にあたり、推薦機関に対し、必要書類等の提出を追加して求める場合がある。

5. 被表彰者の決定

審査結果に基づき、徳島県知事が被表彰者を決定する。

6. 表彰時期について

「とくしま科学技術月間」(10月)において表彰を行う。